

# 中小企業支援（経営支援）

# ◆取引適正化対策強化事業

## ①価格転嫁対策に取り組む業界団体への支援

業界単位で価格転嫁に向けた取組み（業界内の気運醸成、価格交渉資料の作成等）を行う団体を支援します。

- ・奨励金の支給 50万円／団体（福井県中小企業団体中央会に申請書を提出）

## ②企業活動分析による収益力強化事業補助金

バリューチェーン分析等を活用し、生産性向上や業務効率化に向けた設備投資や商品開発など、付加価値を高める取組みを支援します。

区 分	通常枠	前向き枠	大規模賃金引上枠
補助上限額	100万円	200万円	300万円
補助率※	2／3（3／4）	2／3（3／4）	3／4（4／5）
要件	付加価値額：年率3%以上増 給与支給総額：増	付加価値額：年率5%以上増 給与支給総額：1.5%以上増	付加価値額：年率5%以上増 平均給与支給額：4.5%以上増

※価格転嫁に関する県の広報等に同意する場合、補助率を嵩上げ

〔募集時期〕 令和6年10月11日（金）～11月11日（月）

【担当：経営改革課経営支援グループ TEL：0776-20-0367】

# ◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

## ①電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和6年8月～令和6年10月期分）

電気・ガス料金の高騰に伴い、大きな影響を受ける事業者に対する支援を拡充します。

〔対象者〕 県内に本社を有し、下記の条件を全て満たす中小企業者

①高圧電力・特別高圧電力の契約をしている、または工業用のガスの契約をしていること

②前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上

③令和6年8月から令和6年10月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加

（1kWh（または1kg）あたりの電気・ガス料金の増減にて判断）

〔給付額〕	増加額が10万円以上	30万円
	増加額が5万円以上10万円未満	15万円
	増加額が5万円未満	7.5万円

〔受付期間〕 令和6年11月上旬～令和7年1月31日（金）

【担当：経営改革課経営支援グループ TEL：0776-20-0367】

# ◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

## ②電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和6年8月～令和6年10月期分）

（特別高圧電力のみ）

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、特別高圧受電者に対する支援を拡充します。

〔対象者〕 特別高圧電力を契約している企業（国および公的機関を除く）

〔給付額〕（1） 令和6年8月～令和6年10月までの  $\times 2.0$ 円/kWh  $\times$  2か月分  
何れか1月のうち最大電力使用量

（2） 同 上  $\times 1.3$ 円/kWh  $\times$  1か月分

※（1）と（2）の合計額を給付

※1事業者あたりの上限額400万円/月（最大1,200万円）

※①の最大30万円の給付金に加えて給付

〔受付期間〕 令和6年11月上旬～令和7年1月31日（金）

【担 当：経営改革課経営支援グループ TEL：0776-20-0367】

## ◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

### ③L P ガス給付金（令和6年8月～令和6年10月期分）

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、L P ガスを使用する事業者および一般家庭を支援します。

〔対象者〕 県内で業務用・家庭用のL P ガスを使用する事業者および一般家庭

※県L P ガス協会を通じてL P ガス販売事業者へ値引き原資を給付

〔値引き額〕 業務用L P ガス(1か月の料金が10万円以上の場合)：1契約あたり15,000円

業務用L P ガス(1か月の料金が10万円未満の場合)：1契約あたり 1,500円

家庭用L P ガス：1契約あたり 1,500円

〔実施期間〕 11月検針分から値引き実施

※値引の処理はL P ガス販売事業者が実施します。

L P ガス使用者（事業者、一般家庭）からの手続や申請は不要です。

【担当：経営改革課経営支援グループ TEL：0776-20-0367】